

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体(下線)の部分は、本日の説明予定事項を示しています。

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1	整備方針に「豊かな自然環境の創出」とありますが、ゾーニング計画からはみえないので、位置、規模を教えてください。 [10/11 審査会]	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料1) [11/29 審査会]
	A-2	公園エリアの中に、自然と人の距離を保った場所は担保されていますか。 [10/11 審査会] 【公園】	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料1) [11/29 審査会]
	A-3	どの規模の草地をどの様に再生するのか、それが生物多様性保全にとって十分かについて、具体的に検討してください。 また保全措置についても、広大な敷地を活かし草地のハビタット再生を検討してください。 [10/11 審査会後]	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料1) [11/29 審査会]
	A-4	西側水路の暗渠化、埋め立て、切り回しの必要性や理由について説明してください。 [10/11 審査会]	墓園面積の確保、法的に1墓園にすること、形状の安定性、という理由ですが、次回以降、資料提示して説明します。 [10/11 審査会] 災害時対用の一体的な広い平場の確保や、経営許可条例により墓地用敷地の水路での分断が認められないため、暗渠化、埋め立て、切り回しが必要です。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料2) [11/29 審査会]
	A-5	西側水路については、公園整備事業、墓園整備事業のどちらで扱うのですか。 [10/11 審査会]	西側水路は両事業の計画区域に跨るため、調整を図りながら進めます。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料2) [11/29 審査会]
	A-6	地下水の涵養や湧水について、西側水路の暗渠化、埋め立て、切り回しを行っても、特に問題はないのですか。 [10/11 審査会]	水質基準の超過はありませんが、アセス手続の中で再調査し、地下水が拡散しない対応も検討します。 [10/11 審査会] 地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料2) [11/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-7	グリーンインフラの具体性が不足しており、特に西側水路周辺は地形的に水源環境であり、また事業地外近傍で湧水も確認されているので、公園、墓園、外周道路で一体的な整備を検討してください。 [10/11 審査会后]	公園事業と墓園事業ともにグリーンインフラの具体的な検討を進め、準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料3) [11/29 審査会]
	A-8	熱中症リスクの懸念から、園内の歩行者・利用者にとってのヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討してください。 [10/11 審査会后]	緑陰やヒートアイランド対策など、利用者の快適な環境の提供も検討し、準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料3) [11/29 審査会]
	A-9	外周道路の幅員 50m に対して、敷地内を縦断している道路の幅員はどの位ですか。 [10/11 審査会]	県道 402 号 (阿久和鎌倉) の幅員は 11~16m です。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料4) [11/29 審査会]
	A-10	環状 4 号線と外周道路を繋ぐ連絡道路について、現状の農地の場所に作るのか等、位置、供用時期、アセス対象でない理由等を説明してください。 [10/11 審査会]【墓園】	連絡道路の位置は、既存道路の拡幅か、農地の所か等は未定です。その他の連絡道路関係については、改めて説明します。 [10/11 審査会] 連絡道路は単独ではアセス対象でなく、位置、工事期間等の計画が未確定であり、連絡道路がなくても公園、墓園の整備は可能であるためです。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料4) [11/29 審査会]
	A-11	西側水路の水源はどこですか。また、暗渠化した水路、切り回し後の水路はそれぞれどの様になりますか。 [11/29 審査会]	源流起点は、対象事業実施区域の外側のさらに北側になります。また、暗渠化は、有孔管等を入れて地下水を集め、下流側に流す計画です。上部については草地等にできるか検討しています。切り回しに伴い外周道路の中に雨水管と汚水管を整備し、その雨水管に雨水を流す予定です。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-12	西側水路は人工水路に近いので、外周道路沿いに視認できる水路を整備する等、水源をきちんと使いつつグリーンインフラの教育的効果も図れる設備を検討し、単に雨水管の上部を緑道化したものをグリーンインフラと称するような方法は避けるよう努めてください。 [11/29 審査会]	整備に際し参考にさせていただきます。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-13	特定人が使用する運動広場等とともに、より広い不特定人が使用できる開放草地やその近傍に保全された自然地の整備を検討してください。 [11/29 審査会]【公園】	公園整備に対する御意見として承りました。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-14	現状の緑地を基本的に全て改変するのは残念ですが、整備方針に掲げる「貴重な緑の拠点となる豊かな自然環境を目指す」等は、どの様に反映されていますか。動植物の生態系を生かすような計画にすべきです。 [11/29 審査会]	現在の施設配置図等には表現しきれていませんが、準備書でお示しします。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-15	草地は一旦全て喪失すると復元は困難であるため、積極的に残すようにしてください。 [11/29 審査会]	一番厳しい条件の全面改変を想定していますが、状況によって保全できるか細かく検討していきます。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-16	草地環境や生態系について、一体的かつ連続的に保全することを、公園及び墓園だけでなく外周道路も含めて検討してください。 [11/29 審査会]	墓園整備事業の中に外周道路事業は含まれているおり、公園・墓園・外周道路は一体として検討しています。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-17	外周道路予定地は、近隣住宅等とかなり近接しているため、予測、評価の際に用いる環境保全目標の設定が重要であり、最低でも現況を悪化させないという特段の環境配慮を意識してください。 [11/29 審査会後]	外周道路予定地周辺は静穏な地域であると認識しており、今後、調査、予測及び評価を行っていく際に、適切な環境保全目標の設定を検討し、準備書にて示します。 [12/21 審査会]	説明済 [12/21 審査会] (補足資料 10)
	A-18	<u>電灯を増やしてほしいと意見書にありましたが、使う周波数によっては昆虫が誘引され、生態系が攪乱されるおそれがあるので、誘引しない照明器具の導入を調べて検討してください。</u> [12/21 審査会]	<u>考えられる照明器具を御教示いただけると大変ありがたく、不勉強で申し訳ございません。</u> [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 15) [1/31 審査会]

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1	写真スライド No. 12 にある計画区域外の林は、調査範囲に入っていますか。 [10/11 審査会]	当該樹林地は、調査範囲に入っています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	2-2	両整備事業の情報、調査結果は共有するのでしょうか。 [10/11 審査会]	情報や調査結果は基本的に共有して、取りまとめていくことを想定しております。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	2-3	細目「生態系」について、公園整備事業では選定されているが、墓園整備事業では選定されていない理由を説明してください。 [10/11 審査会]【墓園】	墓園整備事業でも「生態系」は選定しています。方法書の記載が正しく、プレゼン資料が誤記です。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	2-4	細目「動物」の調査地点、ラインセンサスのルートが示されていない理由を教えてください。 [10/11 審査会]	哺乳類、昆虫、鳥類、両生類及び爬虫類の調査地点等を、新たに示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 5) [11/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-5	動物の調査地点に関連して、ハビタットとしての草地環境の確保や保全のゾーニングについての考えを教えてください。 [11/29 審査会]	どの程度の草地環境が保全できるかを現在検討しています。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	2-6	草地を類型化し、草丈や構造等の各層のパターンと環境、管理の仕方等の関係の把握をすれば、自然環境の現状と成り立ちが理解できます。その上で、動物相の調査を行えば、動植物の希少性や生物多様性への貢献等、保全上に資する価値の高さから重点的に残す部分の判断ができるので、保全につき計画に反映してください。 [11/29 審査会]	タイプ別の草地環境の創出や管理の仕方については、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	2-7	<p>困障区域は良好な草地や、アオサギが飛来している水辺環境があり、この区域を調査せずに予測、評価はできないので、すべての調査項目で対象としてください。補足資料5では不足です。 [11/29 審査会後]</p> <p><u>困障区域内に調査スポット等を入れる必要があります、また困障区域内の水辺環境も調査項目に加えてください。これら変更後の調査地点等を示してください。</u> [12/21 審査会]</p>	— <u>困障区域内の調査は密に調査していきたいと思います。</u> [12/21 審査会]	説明実施 (補足資料 11) [12/21 審査会] 説明予定 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-8	<u>意見書の「草地の中に出現する水辺環境」についても見落とさないように、調査できる体制を作ってください。</u> [12/21 審査会]	—	説明予定 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-9	<u>草地環境の中に湿地が創出されるとの意見書があり、また草刈前後で生物相の結果が変わるなど、生態系に大きな影響を与えられそうです。同年度の夏季の草刈前後に調査を実施してください。</u> [12/21 審査会]	<u>草刈前後での調査につきましては、持ち帰り検討し、後日ご報告します。</u> [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-10	<u>工事が長期に段階的に整備される計画なので、草地の保全エリアを設定し、保全のあり方を見越した調査が必要ではありませんか。段階的整備の中での調査地点の選定の仕方について、説明してください。</u> [12/21 審査会]	<u>施工計画等をこれから検討する段階のため、持ち帰り検討し、後日報告します。</u> [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-11	<u>鳥類、中大型哺乳類に関する動物相の調査は、定点カメラを設置することも検討されていますか。</u> [12/21 審査会]	<u>持ち帰り、有効性について検討します。</u> [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 16) [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-12	草地環境のモニタリングについては、ドローンの導入も検討してください（コメント）。 [12/21 審査会]	—	検討済 [12/21 審査会]
4 廃棄物・建設発生土	4-1	2箇所の産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域について、埋め立て終了と廃止の時期、埋立物の内容について説明してください。 [10/11 審査会]	埋め立て終了と廃止の時期等を新たに示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料6) [11/29 審査会]
	4-2	方法書資料編(p.資料6)記載の「取り扱われた廃棄物の種類」に「建設廃材」「鉍滓(鉍物砂)」がありますが、これらは管理型廃棄物ではありませんか。 また、方法書資料編(資料19~22)のボーリング地点には、廃棄物層は「燃えがら、布、木片」などを含み、「悪臭あり」と記載されています。管理型廃棄物が埋め立てられていませんか。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-3	産業廃棄物最終処分場跡地の構造が分かる断面図等がありますか。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-4	産業廃棄物最終処分場跡地について(方法書p.資料19~資料22)、管理型の物が埋め立てられていませんか。安定型のように扱われ、遮水工等がないのはなぜですか。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-5	産業廃棄物最終処分場跡地の上部の水路について、埋立終了後に作られたものか、また作った主体を教えてください。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-6	産業廃棄物最終処分場としての届出時期、許可時期、埋立開始時期を教えてください。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-7	廃棄物層のボーリングコアについて、溶出試験は土壌汚染として行っていますか。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-8	埋め立て廃棄物について、米軍由来か、あるいは外部から持ち込まれたものか教えてください。 [11/29 審査会後]	=	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-9	外周道路ゾーンDにも廃棄物が埋められているようだと言見書にありましたが、何処ですか。また指定区域になっていますか。 [12/21 審査会]	場所が特定できていないため、確認し、情報提供します。 [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料17) [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-1	河川の水質について、生活環境項目だけでなく、表層土壌汚染物質の河川流入の可能性を考慮すると、健康項目も対象とするべきではありませんか。 [10/11 審査会]	健康項目についても検討していきます。 [10/11 審査会]	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-2	雨水は計画区域内で水路に全て集まるわけではなく、地点 2 より下流でも調査が必要ではありませんか。 [10/11 審査会]	地点 2 が計画地の一番外側なので、ここを調査すれば影響については概ね把握できると考えていますが、次回以降、説明します。 [10/11 審査会]	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-3	地下水の利用状況について、計画地内、その外の災害用井戸への影響を調査する等の必要がありませんか。対象でない理由や根拠を示してください。 [10/11 審査会]	地下水の影響についても、検討します。「安全」の細目「有害物漏洩」には、地下水の調査も含まれています。 [10/11 審査会]	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-4	地下水について、項目「安全」の細目「有害物漏洩」ではなく、項目「水質・底質」の細目「地下水の水質」で選定すべきではありませんか。非選定とする場合、根拠を示してください。 [10/11, 11/29 審査会后]	—	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-5	西側水路（河川）だけでなく東側水路（側溝）についても、鉛の土壌汚染地点から下流であるため、水質及び底質を調査すべきではありませんか。 [11/29 審査会后] 【公園】	—	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-6	廃棄物の埋め立て場所及び土壌汚染場所からみて、下流にある井戸等を把握し、地下水の調査を行うべきではありませんか。 [11/29 審査会后]	—	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
	6-7	<u>産業廃棄物最終処分場以外の所に、廃棄物の存在が示されている（下記 7-3 参照）ので、地下水調査地点等をさらに増やす可能性はありませんか。</u> [12/21 審査会]	<u>廃棄物関係については、次回お示しさせていただきます。</u> [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 18) [1/31 審査会]
	6-8	追加した調査地点 5～8 は、どのような経緯で選定したのか説明してください。 [12/21 審査会]	産業廃棄物最終処分場の上流と下流で選定しています。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]
7 土壌	7-1	<u>土壌汚染踏査結果（方法書 p. 資料 1～資料 5）について、3カ所の基準超過の理由、原因を教えてください。</u> [11/29 審査会后] 【公園】	＝	説明予定 (補足資料 19) [1/31 審査会]
	7-2	<u>土壌汚染調査の詳細調査（方法書 p. 資料 1～資料 5）について、平面的にどの程度のメッシュで行われたのですか。</u> [11/29 審査会后] 【公園】	＝	説明予定 (補足資料 19) [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7 土壌	7-3	<p>方法書 p. 資料 2 に「不適合基準であった 43 区画のうち 40 区画はボーリング調査の結果、土壌でなく廃棄物であることが確認された」との記載があるが、ボーリング調査で廃棄物が判明したエリアを図示してください。</p> <p>また、基準不適合の 43 区画のうち、廃棄物が確認された 40 区画についてボーリング調査の柱状図を示してください。</p> <p>[11/29 審査会后] 【公園】</p>	＝	<p>説明予定 (補足資料 19) [1/31 審査会]</p>
	7-4	<p>ボーリング調査で確認された廃棄物は、2カ所の最終処分場とは異なると考えていますか。</p> <p>[11/29 審査会后] 【公園】</p>	＝	<p>説明予定 (補足資料 18) [1/31 審査会]</p>
	7-5	<p>3カ所の土壌汚染と地中から発見された廃棄物について、詳細な調査を行いますか。</p> <p>[11/29 審査会后]</p>	＝	<p>説明予定 (補足資料 19) [1/31 審査会]</p>
8 騒音 9 振動	8-1	<p>外周道路の走行車を騒音源とする予測、評価を行わない理由を教えてください。</p> <p>[10/11 審査会]</p>	<p>単独ではアセス対象外であるため、外周道路の予測は考えていませんでしたが、後日回答します。</p> <p>[10/11 審査会]</p>	<p>説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]</p>
	8-2	<p>外周道路を予測等の対象外とすると、閑静な住宅地への影響評価を行わないこととなりますが、調査地点は適切ですか。</p> <p>[10/11 審査会]</p>	<p>一般環境騒音は外周道路付近の 4 地点を設定し、道路騒音はかまくらみちの南北 2 地点を設定していますが、検討し後日回答します。</p> <p>[10/11 審査会]</p> <p>御指摘を踏まえ、閑静な住宅地への予測評価を行うために、4 地点を追加します。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>説明実施 [10/11 審査会]</p> <p>説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]</p>
	8-3	<p>補足資料 13 の P17 の図の凡例の文字がずれていますので、修正して下さい。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>修正します。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]</p>
11 悪臭	11-1	<p>予測項目について、臭気指数は必須とし、特定悪臭物質は選択とすることを検討してください。</p> <p>[10/11 審査会]</p>	<p>臭気指数は必須とし、臭気濃度は適宜選択するよう、修正を検討します。</p> <p>[10/11 審査会]</p> <p>臭気指数を対象とし、特定悪臭物質の濃度から必要な項目を選択とします。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>説明実施 [10/11 審査会]</p> <p>説明済 (補足資料 14) [12/21 審査会]</p>
	11-2	<p>臭気指数を上を書いて、特定悪臭物質を下に書いた方が分かりやすいです(補足資料 14 の表 14.1)。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>御意見として承らせていただきます。</p> <p>[12/21 審査会]</p>	<p>説明済 (補足資料 14) [12/21 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1	供用時の予測は、環状4号線、環状3号線とつなぐ連絡道路も供用後として行うのですか。 [10/11 審査会]	本事業の供用時の予測等は、連絡道路は供用していない前提で行う予定です。 [10/11 審査会] 公園方法書記載の図 6.13.1 を色分けし分かり易くしました。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料7) [11/29 審査会]
	17-2	交通量の調査地点について、周囲の道路ネットワークとの位置関係を説明してください。 [10/11 審査会]	ネットワークの関係性について、公園方法書記載の図 6.13.1 を色分けし分かり易くしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料7) [11/29 審査会]
	17-3	外周道路の交通量予測は行わない計画のようですが、県道402号線との交差は「ラウンドアバウト」であり、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要ではありませんか。 [10/11 審査会]	ラウンドアバウトの交通量については、現段階ではまだ示せませんが、考え方等は検討し、後日説明します。 [10/11 審査会] 外周道路の将来交通量は、交通混雑の予測を準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料7) [11/29 審査会]
18 景観	18-1	近景の調査地点について、園内景観の広がりや見通しへの影響を評価するうえで十分とは言えないので、調査地点の追加を検討してください。 [10/11 審査会后]	御指摘を踏まえ、調査地点を新たに追加しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
	18-2	西側水路は盛土により、河川景観が影響を受けると予測されるので、前後の変化が分かるよう調査地点の追加を検討してください。 [10/11 審査会后]	見晴らしの丘の予定地点付近を調査地点に追加し、河川景観の変化を把握できるようにしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
	18-3	“見晴らしの丘”の予定地点からの景観変化について、整備前後で検証できるように地点追加を検討してください。 [10/11 審査会后]	見晴らしの丘の予定地点付近を調査地点に追加し、整備前後の変化を把握できるようにしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
19 触れ合い活動の場	19-1	中央広場のみを調査地点とする根拠が十分でなく、散策・ジョギング、遊び・自然観察といった個人利用の状況とその利用環境についても、把握が必要ではありませんか。 [10/11 審査会后]	御指摘を踏まえ、西側と東側にも調査地点を追加し、合計3地点に変更しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料9) [11/29 審査会]
	19-2	オープンスペースの利用形態と利用密度への影響について、具体的に予測・評価ができるよう、追加調査を検討してください。 [10/11 審査会后] 【公園】	御指摘を踏まえ、活動特性、利用状況等を考慮し、西側と東側にも調査地点を追加することにより、合計3地点に変更しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料9) [11/29 審査会]
	19-3	工事中の「建設行為等」が選定されていませんが、その理由を説明してください。 [10/11 審査会]	工事中の「工事用車両の走行」に含めて考えています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
19 触れ合い活動の場	19-4	調査対象とした3地点の設定根拠を具体的に説明してください。 [11/29 審査会]	中央広場は方法書に記載したとおりです。不特定多数の方が利用できるエリアを追加しました。なお、調査対象外のエリアは、野球場等の特定の方が利用するため、対象外としました。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
20 文化財等	20-1	海軍通信隊の戸塚分遣隊に関する遺構を試掘調査するのであれば、文化財を項目選定する必要がありますか。選定した場合、準備書に状況等を記載しますか。 [12/21 審査会]	試掘調査の詳細は所管部署と調整し、項目選定する場合は、準備書に記載します。 [12/21 審査会]	説明予定 (補足資料 20) [1/31 審査会]

■その他

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
B その他	B-1	事業の種類「運動施設・レクリエーション施設等の建設」に「墓園」と記載されていますが、墓園整備事業がこのカテゴリーに含まれるということですか。 [10/11 審査会] 【墓園】	横浜市環境影響評価条例施行規則に従っています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	B-2	困障区域内の林について、現地視察で説明してください。 [10/11 審査会]	—	説明済 [11/25 等]

- ※・【公園】：公園整備事業に対する指摘、質問事項等
- ・【墓園】：墓園整備事業に対する指摘、質問事項等
 - ・何れの記載もない場合は、両事業に対する指摘、質問事項等

以上